

京都マラソン 2023 における新型コロナウイルス感染症防止対策について【第 2 版】

1 はじめに

- (1) 日本陸上競技連盟が示す「ロードレース開催についてのガイダンス」に基づき、感染対策を施して大会を開催します。
- (2) 以下に示す感染対策の内容は、あくまでも現時点でのものであり、今後日本陸上競技連盟のガイダンス改訂や感染状況等を踏まえ、内容を随時見直すことがあります。内容に変更があった場合、速やかに情報提供を行います。
- (3) 全ての大会関係者の安心・安全を図り、大会を持続的に開催するため、ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の皆様には開催 8 日前から終了後 2 週間に至るまで体調管理をしっかり行っていただく等、感染防止対策にご理解いただくとともに、ご協力をお願いいたします。

2 基本的対策

- (1) 原則マスク着用の徹底
- (2) 各種入退場時及び各所での検温
- (3) 手指消毒の実施
- (4) 三密の回避、フィジカルディスタンスの確保
- (5) 換気の徹底

3 ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の健康管理等

- (1) 体調管理チェックシート（紙）による体調管理

【ランナー】

大会開催 8 日前から大会後 2 週間にわたり「体調管理チェックシート（紙）」を用いて体調管理を実施し、自己管理いただきます。また、受付で「健康管理に関する必要事項を記入した健康管理表 ※ナンバーカード引換証裏面」を提出いただきます。

【ランナー以外の大会に関わる全ての人】

大会開催 8 日前から大会後 2 週間にわたり「体調管理チェックシート（紙）」を用いて体調チェックを実施し、自己管理いただきます。なお、チェックシートは、必要に応じて提出を求められることがあります。

- (2) 検温の実施

受付及びレース当日において、各施設入口等で検温を実施し、体温が 37.5℃以上の場合は入場をお断りします。

- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスのワクチン 3 回接種を推奨します。

- (4) その他

ア 上記健康管理の内容は、感染状況等によって内容を見直すことがあります。

イ ランナー及び大会に関わる全ての人、日々の体調管理・検温の徹底をお願いします。万一、体調に不安がある等の場合は、状況に応じて各自で PCR 検査や抗原検査を実施することも検討ください。

ウ 基礎疾患を有する方が陽性者となった場合、重症化するリスクが高いことを承知の上、ご参加をお願いします。

4 ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の大会参加・従事の可否判断基準

以下の場合、大会参加・従事はお断りします。

- (1) 感染者と認められた場合（症状のある場合は大会開催日の11日前、症状がない場合は大会開催日の9日前の時点もしくはそれ以降にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合）
- (2) 濃厚接触者と認められた場合（ただし、保健所から濃厚接触者と認められ、7日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は参加しても構わない）
- (3) 体調不良の場合
- (4) 政府から入国制限、入国後の観察を必要とされている国、地域に渡航し、大会当日の時点で政府が定める待機期間が経過していない場合
- (5) 大会開催前8日間の間に、体調管理チェックシートの項目に該当する症状がある又は体温が37.5℃以上の日がある場合
- (6) 感染者又は濃厚接触者となった後、一定期間を経過しても体調不良が続く場合

5 参加料について

上記の内容等、感染防止対策及び健康管理に御協力いただけない場合、また参加をお断りした場合、参加料の返金はありません。

5 大会開催の判断基準

日本陸上競技連盟が示す「ロードレース再開についてのガイダンス」等を踏まえ、以下の基準に該当する場合には開催の可否を検討します。なお、参加料入金後に大会中止とした場合、中止までに要した大会準備経費と振り込みにかかる手数料を積算し、返金について検討します。また、中止に伴う次回大会以降の出走権は原則付与いたしません。

- (1) 大会開催1か月前（1月19日）から大会開催日にかけて、京都府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されている場合、または京都府内に同法に基づくまん延防止等重点措置が適用されている場合
- (2) 京都府（または京都市）からイベント開催の自粛要請が出される等、大会開催の同意が得られない場合
- (3) 京都市で新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整わず、ランナー等の搬送先医療機関が確保できないおそれがあると判断される場合
- (4) 京都府内で新型コロナウイルス感染者が増加する等により医療提供体制がひっ迫し、府民の安心安全が確保できないおそれがあると判断される場合
- (5) 必要な医療・救護体制の構築（医師、看護師の確保）やボランティア、競技役員、大会運営関係者等の大会運営に関わる者の確保ができない等、大会運営に支障を来すおそれがあると判断される場合
- (6) 上記のほか、国内の感染状況や感染拡大リスク等を総合的に判断し、安全な開催ができないおそれがあると主催者が判断した場合

6 主催者の責任の範囲・保険の適用

ランナーの新型コロナウイルス感染症への感染に対して、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者は一切の責任を負いません。

大会開催中の傷害への補償は主催者が加入した傷害保険の範囲内になります（新型コロナウイルス感染症は対象外）。